

環境配慮契約法基本方針に関する提案 募集要領

1. 提案募集の目的・概要

- (1) 環境配慮契約法に基づく基本方針に定められた契約類型の追加、見直し等に係る検討の参考とするため、基本方針についての提案を募集します。
- (2) 本提案募集は特定の商品の提案や商品の審査及び認証を行うものではなく、環境負荷の低減に資する製品やサービスを調達するための契約の仕組みを提案いただくものです。なお、本年度は、GX 製品等、少数企業しか応札できない、製造コストが高いことなどにより活用が広がっていない又は今後の普及が見込まれる優良な環境製品・技術・サービスの初期需要創出に資する提案を積極的に募集します。
- (3) 環境配慮契約については、環境省のホームページにて詳しく紹介しております。また、GX 製品については、経済産業省のホームページにて「GX 市場創出に向けた官民における取組について（中間整理）」として取りまとめられています。詳しくは下記 URL を御参照ください。

環境配慮契約 <http://www.env.go.jp/policy/ga/index.html>

環境配慮契約法基本方針 <https://www.env.go.jp/content/000306898.pdf>

GX 市場創出に向けた官民における取組について（中間整理）
https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/gx_product/pdf/20240326_1.pdf

2. 提案資料の提出及びヒアリング

(1) 提案資料

提案に関しては、記入要領に従い、提出様式.xls の各シート【様式 1～3】に必要事項を御記載の上、以下のとおり御提出ください。

<提出資料>

- | | | |
|------------------------|--------|------------|
| ① 提案自己チェック票 | 【様式 1】 | } 提出様式.xls |
| ② 環境配慮契約提案書 | 【様式 2】 | |
| ③ 提案契約の具体的内容 | 【様式 3】 | |
| ④ 上記③の記述の根拠となる資料（様式不問） | | |

(2) 提案資料の様式のダウンロード

提案資料の各様式については、以下の URL からダウンロードすることができます。

https://www.env.go.jp/press/press_04845.html

(3) 提案資料の提出方法、提出期限及び提出先

①提出方法

提案資料は、電子メールにて以下の提出先宛に御提出ください。

②提出期限

＜令和7年度受領締切＞ 令和7年6月2日（月）

※ 締切後に受領した提案資料は令和8年度の御提案としての取扱いとなります。

③提出先

環境省大臣官房環境経済課 製品対策・グリーン契約推進係

E-mail : EK@env.go.jp

件名 : 「(提出) 環境配慮契約法基本方針提案募集 (御所属名)」

※ 大容量のデータを送付する等により、電子メールでの提出が困難な場合は、個別に御相談ください。

(4) 追加資料の提出・ヒアリングの実施

検討に当たって、提案に関する追加資料の提出を依頼する場合があります。必要な場合は、別途御連絡をさせていただきます。

なお、追加資料依頼の有無は、提案内容の採択を保証等するものではありません。

3. 提案に当たっての留意事項

(1) 温室効果ガス等の排出削減効果の確認

提案された契約類型による温室効果ガス等の排出削減効果が客観的に確認できること（温室効果ガス等の排出削減効果について科学的知見が十分に整っていること）が必要です。

なお、環境配慮契約法に基づく環境配慮契約の実施義務対象機関は、国及び独立行政法人等であり、国及び独立行政法人等による調達がない又は極めて少なく、調達量が増加する見通しも確認できない契約に関する提案については、検討の対象外となります。

(2) 提案者の提供する情報の取扱い

各提案に関する検討は、提案者の責任において、提供された情報に基づいて実施します。

万が一、提供された情報に故意に虚偽の内容が含まれている場合又は提案資料の記載内容に疑義が生じた場合は、検討を取り止める場合があります。

(3) グリーン購入法の特定調達品目に関する提案募集との関係

本募集の対象は、「推進する環境配慮契約の類型や、契約において環境への配慮を行う具体的方式等」です。一般的な物品や役務の購入に関する環境性能を担保する

ための提案については、別途環境省から記者発表する「グリーン購入法の特定調達品目に関する提案募集について」に基づき、提案ください。

4. 法の施行状況、基本方針等の検討の進め方

(1) ヒアリングの実施

提案資料に基づく所要の検討後、必要に応じて提案者に対するヒアリング（対面又はオンラインで実施します。対面の場合の場所は東京を予定）を依頼する場合があります。必要な場合には、別途御連絡させていただきます。

なお、ヒアリングの有無は提案内容の採択を保証等するものではありません。

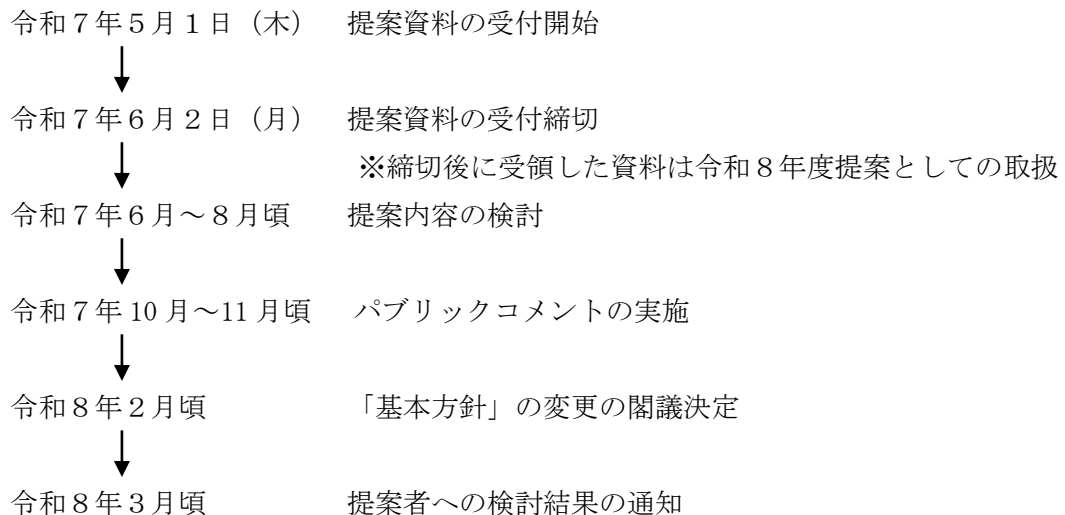
(2) パブリックコメント及び閣議決定

基本方針の改定については、その概要案を公表して一般からの意見の募集（パブリックコメント）を実施した後、最終案を取りまとめ、閣議決定します。

(3) 検討結果の通知

提案についての検討結果は、令和8年3月（予定）に、環境省から提案者に対して通知します。

(4) 検討スケジュール（予定）



5. その他

(1) 提案に係る費用

資料の作成・提出に要する費用及びヒアリング等に係る交通費等は、提案者側の負担とします。

(2) 提案資料の取扱い

提案資料は、以下の目的以外には無断使用しません。

- 法の施行状況の課題に関する検討、基本方針等の改定の検討、作成及び公表
- パブリックコメント
- 検討結果の公表

(3) 提出資料

根拠資料を含む提出資料は、日本語の資料とします。外国語の文献等を添付する場合は、当該資料の日本語訳を併せて添付するようにしてください。

(4) 問合せ先

環境省大臣官房環境経済課 製品対策・グリーン契約推進係 担当：中村、原

TEL：03-5521-8229 E-mail: EK@env.go.jp